

日本の働き方についての一考察

—外国人労働者問題を手掛かりとして—

川上 敏和

概要

本ノートは「政策トピックス—これからの働き方を学際的に考える」というリレー形式の授業の報告書を兼ねるものである。最初に4年間の授業の形式的な部分を概観し、授業の世話人としての役割を果たしておきたい。

ノートの後半では筆者が講義した部分に基づいた内容を「日本の働き方についての一考察」と題してお示しし、授業の雰囲気をお伝えすることを試みる。具体的には「長時間労働・低賃金」と「外国人労働者問題」という2つのテーマで行った講義をまとめたものを授業例として紹介する。はじめに日本の労働市場における長時間労働・低賃金の実態をまとめ、外国人労働者問題、特に技能実習制度と留学生制度を利用した働き方にまつわる問題を整理し、最後に外国人労働者の直面する問題と日本人の働き方が地続きの問題であるのではないかという筆者の気づきを紹介する。その気づきに基づいて長時間労働と低賃金が何故解消されないのか原因を探る。原因としては高度成長期から一貫して続いてきた日本の労働市場の構造変化に由来するのではないかということデータを基いて述べる。その構造変化は東京一極集中と地方の衰退に密接に関わるものであることを論じて結論とする。

1. はじめに

本ノートは「政策トピックス—これからの働き方を学際的に考える」というリレー形式の授業の報告書を兼ねるものである。授業は2019年度から2022年度に渡る4年間のうち2021年

度の休みを挟み計3回実施された。このリレー形式の授業は元々当時総合政策科学研究科・政策学部の任期付き教員であり、現在は神戸市外国語大学外国語学部国際関係学科の准教授である木場紗綾先生の発案を受け、本学部の大島佳代子先生と木場先生のお二人が始められた試みである。当初の授業は2016年度から2018年度の3年間にわたって「平和安保法制を学際的に考える」と銘打って実施され、筆者もリレー講義の末席に連なった。学際性を標榜する本学部であるがそれを特徴づける学部としての取り組みはまだまだ足りていないのが現状である。その不足を補うというのがお二人の目的意識である。また社会においても、特定の分野の専門家ではなく、専門と専門を繋ぐ役割の人材の育成が求められている。そのような人材を育成するという目的にもかなうプログラムとなっている。より具体的な内容については大島・川上・木場(2018)をご覧ください。授業では共通のテーマが設定され、それに対して分野の異なる教員が自身の専門の立場から話をするリレー講義の部分と、講義の間に挟む形で数回、学生を中心にしたディスカッションを実施するという構成である。現在もそのスタイルを踏襲している。テーマを変えて無事に3年分の授業を終えたこの機会にお二人のご慧眼とそれを形にしたご尽力に改めて敬意を表しておきたい。

本ノートの最初に4年間の授業の形式的な部分を概観し、世話人としての役割を果たしておく。一方で各先生方にご講義頂いた内容をまとめることは筆者の力量では不足である。従って、ノートの後半では筆者が講義した部分に基づいた内容を「日本の働き方についての一考察」と題してお示しし、授業の雰囲気をお伝えすることを試みる。

2. この4年間の講義概要

まず本年度（2022年度）のリレー講義に参加された先生方を挙げておく。政策学部からは川口章、大島佳代子、柿本昭人、藤本哲史、田中秀樹、中尾裕人、加えて理工学部から多久和英樹先生に加わって頂いた。田中先生と中尾先生は本年度が初めてのご参加になる。ご参加下さった先生方には、この場を借りて改めて感謝を申し述べておきたい。講義内容は、キャリア形成、経営学、ジェンダーといった社会学、経済・経営にまたがる分野、正規・非正規労働問題と労働基準法に関連する法律分野、AIと自動化が社会にどのような影響をもたらすかに関する思想・工学分野に大別される。より具体的には、講義計画を表1として示すので、そちらをご覧ください。

各先生方の講義を補完する形で、「長時間労働・低賃金」と「外国人労働者問題」というテーマを川上の方で2回に渡って喋らせて戴いた。中でもAIのパートは理科系の先生による講義が行われ、また普段の講義ではあまり触れることがないテーマということで今回の目玉の一つに当たる。学生のアンケートを見ても、この部分に対する関心は高かった。

2020年度以降はコロナ禍での実施となり、陣容は同志社大学専任教員のものに絞って行うことになってしまったが、前年の2019年度時点では、

学外からきづがわ共同法律事務所所属の弁護士富田真平氏にご来校頂き「ブラック労働」と「ブラックバイト」について実際に被害者に対応し、被害を防ぐために啓蒙活動を実施されている立場からレクチャー頂くという試みも含まれていた。また内閣府大臣官房総務課（当時）の官僚である石橋英宣氏にも少子化の現状分析と政府が行っている取組について政策現場にたずさわる目線からご講演を頂いた。このように外部の講師を招聘し、アカデミックな視点に限らず現場の目線を取り入れ、できるだけ広角的かつ多角的な視点を確保しようという考え方も大島・木場両先生方が提起された方針を引き継いだものである。

受講生は2019年度が35名、2020年度が84名と推移した。本授業の受講生の特徴は他学部の履修者の割合が高いことである。2019年度においては、他学部生の受講生数は8名で23%、2020年度は、26名で約30%を占めた。2022年度も全登録者42名中、18名が学部外の学生であり、約43%に登った。内訳としては、神、文、経済、社会の各学部からそれぞれ2名以上の受講生が授業に参加された。授業の最終日に行った簡単なアンケートによれば、政策学部生よりも本授業に対する評価は高い傾向にある。外部から見たときに、このスタイルに政策学部の独自性を感じておられるように思われ

表1 2022年度授業計画

実施回	担当者	内容	分野
1	川上敏和	ガイダンス	
2	藤本哲史	キャリアの考え方—ライフとワークをデザインする	社会学
3	田中秀樹	働き方の多様化と職場・労働者の変化	経営学
4	川口章	ジェンダー・ダイバーシティとインクルージョン	経済学
5	藤本哲史・川上敏和	第1回目ディスカッション	
6	大島佳代子	正規雇用と非正規雇用の労働条件・待遇の違い	法学
7	中尾祐人	働き方と労働基準法：労働基準法はどこまで適用されるか	法学
8	川上敏和	長時間労働と低賃金の実態	経済学
9	中尾祐人・川上敏和	第2回目ディスカッション	
10	柿本昭人	「自動化」がもたらす働き方と社会の変化1：「頭」と「手」の分離	社会思想
11	多久和英樹	理系的視点から見たAIにできそうなこととできなさそうなことから考える今後の課題	工学
12	多久和英樹	理系的視点から見たAIにできそうなこととできなさそうなことから考える今後の課題	工学
13	柿本昭人	「自動化」がもたらす働き方と社会の変化2：人間が二種類に分断される時代	社会思想
14	柿本昭人・川上敏和	第3回目ディスカッション	
15	川上敏和	まとめと残された課題・外国人労働者問題を中心に	経済学

る。このことは全学的な課題となっている学際的・文理融合的教育のあり方にも示唆を与えている。学生がこのような試みを求めている一方、大学や学部の方がその要望に十分応えられていないと書くと言い過ぎであろうか。

3. 日本の働き方についての一考察(授業例)

既に予告しておいたように、このセクションからは筆者の行った「長時間労働・低賃金」と「外国人労働者問題」という2つのテーマで行った講義をまとめたものを授業例として紹介する。はじめに日本の労働市場における長時間労働・低賃金の実態をまとめたうえで、外国人労働者問題、特に技能実習制度と留学生制度を利用した働き方にまつわる問題を整理し、最後に外国人労働者の直面する問題と日本人の働き方が地続きにあるのではないかという筆者の気づきを紹介する。その気づきに基いて長時間労働と低賃金が何故解消されないのか原因を探る。原因としては高度成長期から一貫して続いてきた日本の労働市場の構造変化に由来するのではないかということデータを基いて述べる。その構造変化は東京一極集中と地方の衰退に密接に関わるものであると論じてみたい。ただし筆者自身の専門分野における研究スタイルとは異なり、直観に大きく頼った議論の進め方になっていることはご容赦頂きたい。

3.1 長時間労働・低賃金

平成の後半から令和初頭にかけて日本の働き

方の大きなテーマが長時間労働と低賃金であることは論を待たない。しかしながら、なぜ長時間労働と低賃金が解消されないのかという問いについては、労働経済学の門外漢の立場から見て、経済学の研究者が概ね合意する答えが見つかっているとは言えなさそうである。例えば、労働者不足と低賃金について様々な専門分野の専門家が論考を持ち寄った論文集である玄田(2017)を参考にされたい。そこで日本における長時間労働と低賃金の現状を概観し、実際にそれが解消すべき問題であるということを確認するところから始めたい。

表2は2007年と2017年における1日当たりの労働時間の国際比較である。この表の数字からは日本人が他の国の人々と比べて長時間働く傾向にあることは見て取れるが、問題と受け取るほどの開きがあるとは言いがたい。ドイツ、フランス、オランダとは差があるが、その他の国とは大きな差があるとは言えない。これは労働者のカテゴリーを無視して平均を取ったために問題が十分捉えられていないデータと言える。日本の平均は「常雇」と言われる正規・非正規混在の労働者全ての平均を取ったものである。実は長時間労働問題は正規雇用限定の問題であり、非正規雇用者には関係がない。問題を際立たせるために、ここでは平均を求めめるのではなく、長時間労働者の全正規労働者に占める割合を求めてみる。その結果が表3である。世界的には週49時間労働が長時間労働と見做されるが、日本では2017年度において20.7%の人が当てはまる。また表には示されていないが日本では10%の人は週60時間労働であり、諸外国に比べて突出していることが分かる。

表2 1日労働時間比較

国名	2007年	2017年
ドイツ	5.1	4.9
オランダ	5.1	5.1
フランス	5.4	5.4
スウェーデン	6.1	6.1
イタリア	6.3	6.0
イギリス	6.3	6.3
アメリカ	6.8	6.8
日本	6.8	6.5

(単位：時間)

表3 長時間労働者割合比較

国名	2007年	2017年
ドイツ	9.4	5.6
オランダ	5	5.2
フランス	6.6	6.3
スウェーデン	4.9	4.7
イタリア	5.7	4.2
イギリス	10.7	10.2
アメリカ	14.3	13.4
日本	25.1	20.7

(単位：パーセント)

権丈(2019)「ちょっと気になる「働き方」の話」を参考に筆者作成。

図1 正規・非正規別賃金推移

玄田（2017）に基き筆者作成。

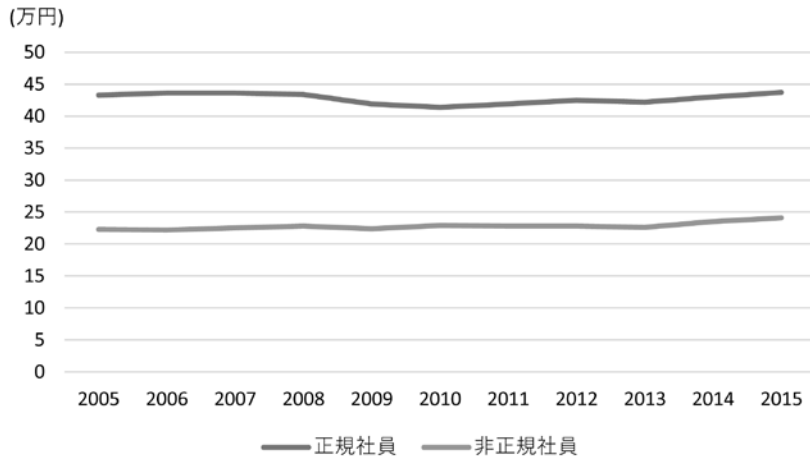
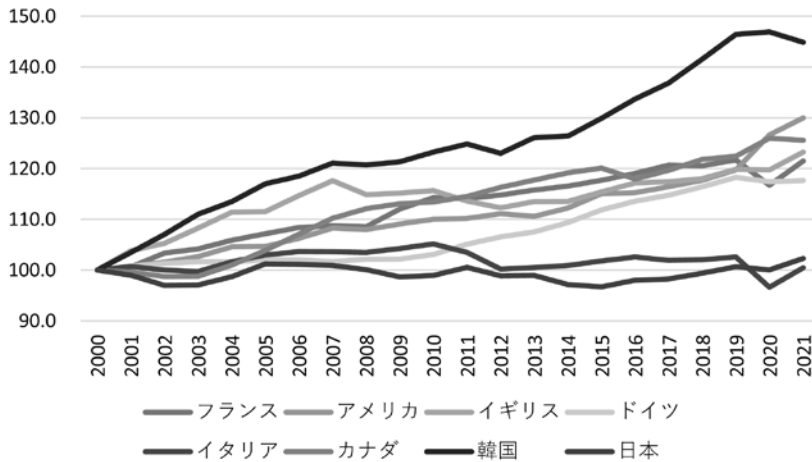


図2 実質賃金推移の国際比較

OECD.Stat を参考に筆者作成。



次に賃金である。

図1をご覧下さい。このグラフは正規・非正規社員を分けた上で、それぞれの平均賃金の推移を追いかけたものである。データは玄田（2017）に掲載されている玄田有史・深井太洋作成の「基本データ人手不足と賃金停滞」を参考にさせて頂いた。明らかにどちらのカテゴリーも平均賃金は横這いまたは微増であることがグラフから読み取れる。データが切れている2015年以降も大きな変化はなく、この傾向は変わっていない。

良く知られているように諸外国の賃金は日本

より遥かに高い率で上昇を続けている。図2をご覧下さい。こちらは2021年の価格を基準とした実質賃金の推移をG7に韓国を加えた諸国について追いかけたものである。2000年の賃金水準を100と置いてグラフは描かれている。イタリアと日本を除く諸国は概ね賃金の上昇傾向が見取れ、多くの国がこの20年間で20%を超える伸び率を示している。もちろん2000年代初頭頃であれば他国に比べて日本の賃金は十分高く、横這いでも大きな問題ではなかったと思われる。しかしこの状態が10年、20年と続き海外では高率の賃金上昇が継続的

に続いているというのは、グローバル化された現代の世界経済の中に日本が組み込まれていることを鑑みると、危機的と言わざるを得ない。更に付け加えると日本は少子高齢化により社会保障負担が現役世代に重く押し掛かっている。国民負担率は継続的に上昇しており、賃金が伸びていないとすると税引き後の手取り所得部分は減少傾向が続いていると推測される。この点については2022年度に見直しが必要とされ高齢者自身にも医療費負担が課されるよう制度変更がなされたが、この程度の修正ではまだまだ不十分と言わざるを得ない。最も消費活動が必要な20～40代の子育て世代の負担を少しでも軽減することが依然として求められている。

3.2 外国人労働者問題

現在の日本、特に地方において外国人労働者を抜きに雇用を維持することは難しい。2018年10月22日朝日新聞の「(多民社会)外国人抜き、仕事回らない 実習生・留学生、造船もコンビニも」という記事では、外国人労働者に頼らざるを得ない職場について詳細なレポートがなされている。具体的には、造船、コンビニ、ホタテ加工、サトウキビ栽培、建設といった幅広い職場が紹介され、人手不足を外国人労働者で埋め合わせる実態が描かれている。この記事では企業側・雇用側の立場からの報告もあり、外国人労働者を使う側の切実な事情を垣間見ることできる。

表4 在留資格別内訳 (2019年末)

	人数	割合
全体	2933137	
永住者	793164	27.0%
技能実習	410972	14.0%
留学	345791	11.8%
特別永住者	312501	10.7%
技術・人文知識・国際業務	271999	9.3%

出入国在留管理庁 Web ページ「在留外国人統計表」より筆者作成。

まず外国人労働者が働く現状について、基礎的なデータから注目すべきポイントを挙げたい¹。表4は在留資格別に外国人労働者の内訳をまとめたものである。この表において注目すべきは、技能実習生と留学生というカテゴリーである。それぞれ全人口のおよそ14%、12%というボリュームを占め、近年の労働力不足を補うために急速に増えているカテゴリーでもある。

次に在留者の国籍についてである。表5をご覧頂きたい。こちらで注目すべきはベトナムとネパールである。技能実習生はベトナムが、留学生制度を使ってアルバイトに従事する労働者はネパールが主要な出身国である。そしてこの2つの資格が近年の外国人労働者問題の中心地である。なおこの章の記述の多くは、主に西日本新聞社(2017)ならびに望月(2019)を参考にしている。

表5 国別内訳 (2019年末)

	人数	割合 (%)
全体	2933137	
中国	813675	27.7%
韓国	446367	15.2%
ベトナム	441968	15.1%
フィリピン	282798	9.6%
ブラジル	211677	7.2%
ネパール	96824	3.3%
インドネシア	66860	2.3%

出入国在留管理庁 Web ページ「在留外国人統計表」より筆者作成。

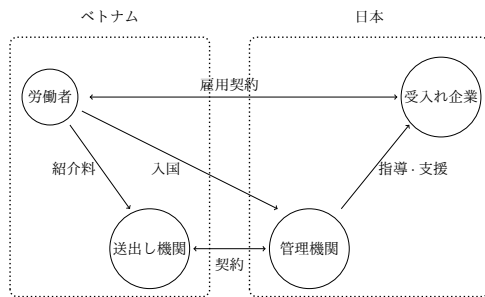
技能実習生・留学生ともに普通に労働者という身分が与えられているわけではない。代わりの資格を作ったり、既にある資格を代用したりして、それらを活用するという若干分りにくいシステムが採用されている。日本は表向き移民を認めておらず、加えて「単純労働者は受け入れない」という建前が貫かれている。一方で、現実的には労働者不足は様々な産業において進行しており、特に体力を要する仕事に従事する若い単純労働者の不足は深刻である。その解消作として外国人労働者に頼らざるをえず、留学

¹ ただし、2020年以降はコロナウイルス・パンデミックの影響が国境を跨いだ人の移動に大きな影響を及ぼし、長期的な傾向を反映しない恐れがあるため、2019年までに限定して話を進めたい。

生制度や技能実習制度を迂回的に活用するといった措置がなされている。けれどもこれら2つの資格を経由した働き方は外国人労働者たちが深刻な問題を抱える要因にもなっている。

では技能実習生や留学生はどのような形で日本に受け入れられ働いているのだろうか。ベトナム人が技能実習制度を利用するケースを例として模式図を用いて説明する。図3をご覧いただきたい。制度を利用するには、まずベトナム国内にある送り出し機関に紹介料を支払う必要がある。紹介料は日本円にすると数10万～150万程度と言われている。ベトナム人にとってはかなりの負担であり、多くは借金で不足額を埋め紹介料を支払う。紹介料を受け取った送り出し機関は、日本にある管理機関に対して受け入れ企業を探そう依頼し、企業が見つかる労働者と企業間で雇用契約が結ばれる。その後、労働者は日本に入国し契約した企業で技能実習生として働くことになる。

図3 技能実習制度の模式図



技能実習生は契約先の企業を変えることが出来ない。永住者と違い自らの意思で日本に滞在する期間を変更することも出来ず、家族などの帯同も許されない。制度上は管理機関が企業を監視し、契約通りの労働条件が維持されているか等のチェックを定期的に行うことになっている。しかしながら管理機関の目が届く範囲は限られている。最低賃金の水準で長時間の残業をすることが通常で、過労死ラインを上回ることも多く、一方で残業代が支払われないケースも数多である。収入から住居費や生活費を支払うとわずかの金額しか手元に残らないが、それを本国に送金し借金の返済に充てることになる。従って、借金を減らすにはかなりの時間を要することになる。また暴力などの種々のハラスメン

トを受けるケースも多発している。実習生の中には法を破ることを承知の上で契約先の企業から逃走することを選択する人もいる。ベトナム人実習生は既に日本に大量に入国しており、在日ベトナム人の間でネットワークが構築されている。そのネットワークを頼りにして新たな職場を探すのである。企業の中には実習先から逃走してきたことを知っていながら彼らを雇い、手厚い給与を支払うところもある。ただし実習先から逃走したことが公になると、実習生は拘束され本国へ強制送還される。すぐに見つかってしまうと十分な稼ぎがないまま本国に帰らねばならず借金だけが残ることになり、逃走には大きなリスクが伴う。また新たな雇い先が見つからず最終的に追い詰められ自死してしまうなど、悲惨な結末に終わるケースも後を絶たない。

留学生制度も技能実習制度と似たような構造になっている。ただし、留学生の出身国には注意が必要である。もともと中国や韓国からの留学生は多く、留学期間を終えた後に日中あるいは日韓の架け橋になる人材として仕事も確保されやすい。言語が近いということもあって、中国人や韓国人は日本語を習得しやすいのがその大きな理由である。一方で近年急増している東南アジアやネパール等からの留学生については日本語習得のハードルが高く、留学をステップにして仕事につくことが比較的難しいという現実がある。留学生としての資格を失うと日本で滞在し続ける資格を失う。その結果、別の学校へ進学するという手段で留学生資格を維持し働き続けることも多く行われており、これらを「つなぎ」や「わたり」と呼ぶそうである。

ではネパールを例にとり近年問題化している留学生資格を使った外国人労働の具体的な仕組みを見て行こう。ネパールは近年日本への留学がブームになっており、ネパール国内には多数の日本語学校が設立されている。留学といっても目的は留学生という身分を得てアルバイトをしてお金を稼ぐことである。そのためにまず日本語学校に入学する。その際に諸費用として百数十万円を学校に納付する。技能実習生と同様この費用は借金をして集めた割合が多く、留学生には相当の負担となる。一定期間日本語教育を受けた後、ネパール側の学校から日本国内の各種学校に紹介を受け入学する。来日後は学校で主に日本語を学びながら、同時に長時間のア

アルバイトをしてお金を稼ぐという生活を送ることになる。従って技能実習制度における送り出し機関を日本語学校に、管理機関を日本国内の各種学校に、受入れ企業をアルバイト先の企業に置き換えれば、極めて似た構造の仕組みであることが分かる。また入国前に多額の借金を背負わされるところまで似ている。技能実習制度と留学生制度の両方に共通して、これらの借金は労働者たちをその職場に縛り付ける縄のような役割を果たしていることに注意しよう。労働者の行き場をなくし、半強制的に働かせるというのが全体的に見て取れる傾向と言える。

3.3 日本の働き方の特徴

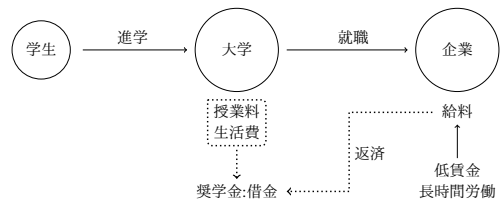
日本人に目を転じてみると、働き方の閉塞状況は外国人労働者に特有のものではないことがわかる。例を挙げてみよう。2022年2月11日に新潟県の製菓工場で火災があった。翌日の2月12日付けの毎日新聞によると、火事が起こったという通報は2月11日深夜11時50分頃であり、5人の方が不幸にも亡くなられた。驚くのは犠牲になった方のうち4名がアルバイトの清掃員であり、年齢は68歳から73歳という高齢の方であったということである。このような高齢者が深夜の時間帯に清掃員としてアルバイトをしなければならぬというのは、追い詰められた働き方の一形態といえるのではないだろうか。以前「一億総活躍社会」という標語が政府によって作られたことがあったが、実態がこれであるとするとは標語から想起されるイメージは随分違ったものとなる²。

より典型的な例として思い浮かぶのはブラック企業であろう。その嚆矢は黒井(2008)の『ブラック会社に勤めてるんだが、俺はもう限界かもしれない』であり、本の出版、漫画化、映画化によりこの言葉は社会的に広く認知されるようになったようである。その後もブラック企業大賞という賞が2012年に創設され、翌2013年にはブラック企業という言葉が、ユーキャン新語・流行語大賞のトップテンに選ばれた。この

リレー講義でも2019年には、富田弁護士にブラック企業・ブラックバイトについて、実際にそのような職場に勤めた際の対処策について講義を行ってもらった。弁護士が組織的に啓蒙活動を行うというところまで問題は広範囲で深刻になっていることがうかがえる。既に述べた長時間労働・低賃金という問題とも直接的に絡む問題である。

しかし日本の労働市場の閉塞感はブラック企業に限定されるものではないのではないかとこのことをこれから述べたい。図4は日本の大学生の就職について模式図を描いてみたものである。学生にとっての大学卒業資格は企業に就職するために必要な手形のようなものにどんどん近付いているようである。文部科学省等が発表しているデータによると、日本の20歳人口は平成に入ってから右肩下がりで減少している³。にも関わらず、大学進学率・入学者数は右肩上がりで増加している。それに合わせるかのように大学の収容力も右肩上がりである。学生にとっては、より良い企業に就職することを常に念頭において、大学生活を送ることが現在の王道である。このような動機付けは大学入学以前の早い段階から形成されていると思われる。つまり企業への就職のために大学は行かざるを得ないものと定義づけられているのである。

図4 日本の大学生と就職



ここで注目したいことは現在の学生の多くが大学に通うために奨学金という名目の借金をしていることである。大学生活4年間で必要な費用は少なめに見積もって、私立文科系の学生で、授業料などで400万円、生活費として250

² 高齢労働者に関しては、本稿で十分な考察をすることはできなかったが、これから今以上に高齢化が進むと社会問題化して来ることは十分に考えられることは指摘しておきたい。
³ 本稿では、文部科学省(2021)を参考とした。

万円程度のものである。理科系になると授業料は更に上がり、500万円台半ば程度になる。この全額を支払える親御さんは限られており、結果として奨学金を借りる学生の割合も大きい。日本学生支援機構の令和2年度(2020年)の調査によると、昼間部の大学生の49.6%が何らかの形で奨学金を受給している。奨学金受給者の割合は1990年代には20%代前半で推移していたものが、2000年代に入って右肩上がりとなり、2010年以降は今と同様半数近くの学生が奨学金を受給することが常態となっている。奨学金は就職後に受け取る給与から返済をしていくことになるのであるが、返済を終えるには平均して10数年かかるようである。この構図は何かに似てないであろうか。就活に縛られる学生は、外国人労働者の働き方と極めて近い構図になっていると筆者は思うのである。かねてから日本の労働市場は終身雇用制度が中心であり、転職市場の発達が遅れているということは指摘されてきている。近年ではメンバーシップ型雇用からジョブ型雇用へ転換すべきであるという掛け声が多く聞かれるようにはなったが、現状はあまり大きな変化がなさそうであり、転職が可能な労働者はごく限られた存在であろう。一方で職場に留まろうとする労働者が頼るべき守護者である労働組合は弱体化の一途を辿っている。これらが合わさって労働者にとってゆとりのない労働環境が生み出されている。転職市場の貧弱さは、労働者が選べる選択肢が外部に少ないことを意味し、労働組合の貧弱さは、職場における労働者の交渉力が弱いことを意味する。また長時間労働と低賃金は、長時間拘束と経済力の蓄積に時間がかかるという形で負荷を懸けることを意味し、それは労働者の自由や主体性を奪うことに繋がる。女性やジェンダーマイノリティの人々の働き方に関わる問題も、このような労働者の自由や主体性を認めにくい現在の日本的慣行の延長線上にあるものと大きくは捉えられるのではないだろうか。

これに加えて奨学金の返済は就職後たとえ待遇が悪かろうとも彼の離職を思い止まらせる方向に、つまり自由を奪う方向への重石として働くだろう。新卒者の離職状況についてしばしば言及される3年離職率というデータがある。平成初期から多少の上下はありながらも、この値

はおおよそ30%前後を推移している。ただし1990年代と現在では同じ30%という数字でも、内容は相当異なっていることが推測される。現在の離職はかなりの確率で正規雇用を諦め非正規で働くことを意味する。それでも離職する人というのは相当厳しい状況を覚悟しても辞めざるを得ない人であり、現在の30%という数字は、大部分がそのような人をカウントした結果と解釈すべきである。このように考えてみると、大学を卒業後20年程度までの、つまり40歳未満の若い労働者にとって日本の労働市場は極めて閉塞的で、逃げ場、ゆとり、自由といったものがない環境となっていると言える。これは外国人労働者が直面する問題と地続きと言えるのではないだろうか。

3.4 なぜ日本の働き方にはゆとりがないのか

日本の働き方の現状は、逃げ場所やゆとり、自由のなさということで特徴づけられることを説明してきた。それではどうしてこのような状況が生まれたのであろうか。まずは図5と図6の2つのグラフを見て頂きたい。この2つのグラフは日本の働き方の現状を考える上で極めて重要なものであると筆者は考えている。

図5は労働力人口に占める雇用者やその内訳としての正規・非正規雇用の推移を追いかけたものである。図6は戦後まもなくの頃からの就業者、従業上の地位の推移を追いかけたものである。図5のグラフから分かることは1980年頃から徐々に常用雇用者と正規雇用者のグラフが乖離していくことである。ここで常用雇用者(常雇)とは「ある程度の期間(1年程度)、継続して雇用されている労働者」を指し、パート、アルバイトなどの非正規雇用の方も含まれることに注意されたい。正規雇用者数は1985年頃から点線のグラフで付け加えられている。これを利用すると、常雇と正規雇用・従業員のグラフの差の部分で、非正規労働者数を読み取ることができる。正規の職員・従業員の数は横ばい傾向にある一方で、常用雇用者のグラフは右肩上がりに増えている。従って、1980年頃から既存の正規雇用に加えて、非正規雇用という形態で雇用される労働者が増えていったということが分かるのである。

図6のグラフからは以下のようなことが読み取れる。まず労働者の人数が1990年に既に頭打ちに近い状態であるというのは、注目しておくべき事柄である。その後は減少傾向が続いていたが、2010年頃から再び増加傾向にある。近年の増加は、かつては働かなくても良かった人が働かざるを得なくなったということを表わす部分が大きいと思われる。特に高齢の労働者や元々は専業主婦をしていた人がパートに出るようになったようなケースである。先ほど挙げた製菓会社の火災

で犠牲になった人たちはこのようなケースに相当するものと言える。内訳について見てみると、全労働者に占める自営業者やそこで働く家族従業者の割合が一貫して減少し、反対に会社に雇われるという形で働く人の割合が増加している。図5と6を併せて考えてみると、1980年代からの非正規労働者の増加分は、自営業者や家族従業者の減少分で埋め合わされている形になっていることが分かる。神林(2017)はこの事実を丹念な調査に基づいて指摘している。

図5 労働人口に占める雇用者の推移

労働政策研究・研修機構ホームページより許可を得て転載。

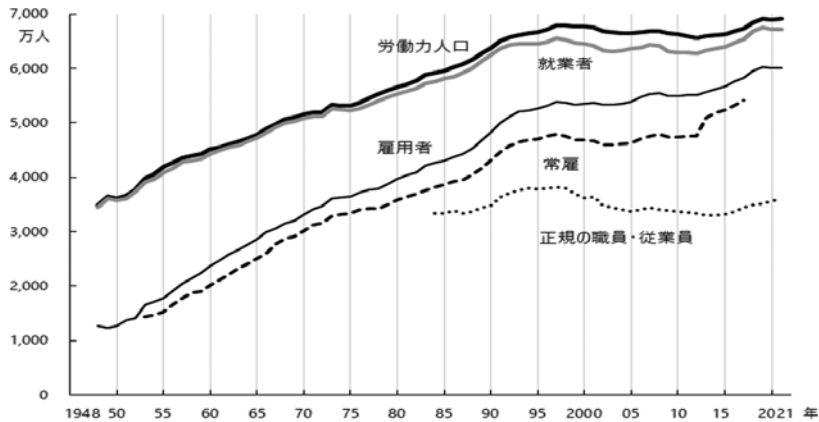
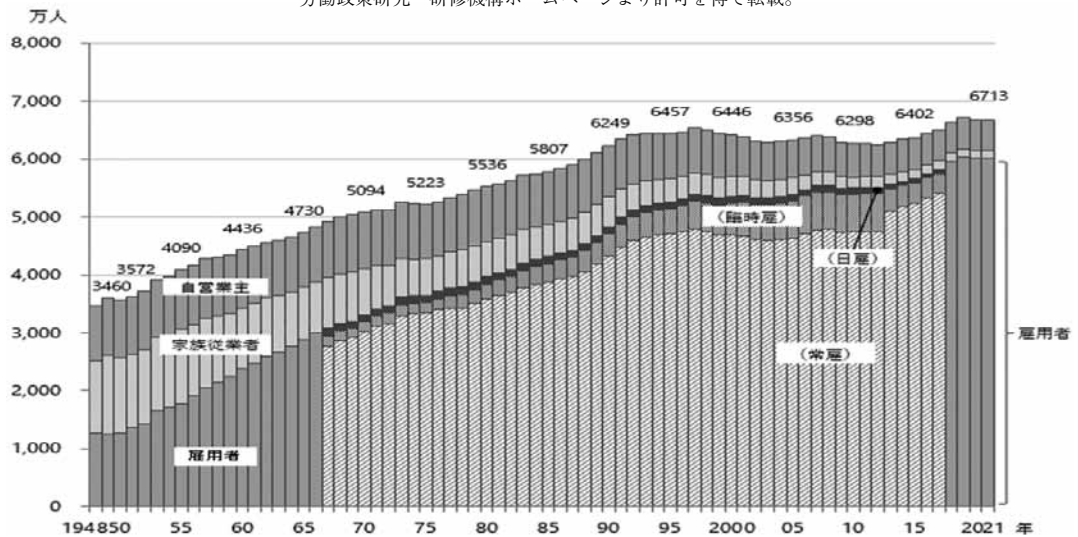


図6 就業者・従業者の地位の推移

労働政策研究・研修機構ホームページより許可を得て転載。



地方都市に行くと、駅前にはシャッター商店街を目にするのが当たり前となった。もう随分以前に閉じたと思われるような店も少なくない。今では、そういった商店街ではなく、近くにできたスーパーに自家用車で乗りつけて買い物をするというライフスタイルが地方においては標準的なものとして定着している。かつての家族従業員として店を手伝っていたと思われる主婦が、スーパーなどでパートとして雇われるというのは、2つのグラフが示唆する働き方の変化の分かりやすい例である。

このような変化が、都市部を中心とした企業で働く人々の長時間労働や低賃金に繋がっているのではないかというのが筆者の結論である。既にみたように、現在の若い労働者たちには職場で自由やゆとりがない。逃げ場もない。これは地方が逃げ場として機能しなくなったからではないだろうか。都市で働き始めてみたものの、自分には向かない職場であると分かった若者たちは、かつてなら地元に戻って自分に合う働き方を探すこともできただろう。けれども現在では、そのような都会的でない働き口は極めてやせ細っている。例えば商店街で家族従業員として働くのとスーパーでパートとして働くのでは、こなす仕事の内容はレジ打ちや商品の陳列といった似たようなものかも知れない。しかしその中身は随分違う。前者においては、家事・育児、近所の主婦とのおしゃべりに代表される息抜きなどが混然一体となって就業時間は経過していく。ある程度は自分の裁量で自由に休憩も取れるだろう。一方のスーパー勤務では、出勤している間は労務の管理下に置かれて徹頭徹尾店員として振舞わねばならない。つまり就労時間中は都市で要求されるタイプの均質的な労働が求められるのである。加えて、かつてのように第一次産業の働き口がある程度のボリュームあれば、地方において十分な働き方の多様性が確保されたのではないかとと思われる。農林水産業における働き方は都会のそれとは随分異なり、またそれぞれが独自のものである。宇沢(2015)は、安定的に社会が運営されるために日本においてはさしあたって20～25%程度の人口が農業に従事するのが望ましいのではないかと述べている。宇沢の提起は、環境問題や持続可能性に照らしてのものである。一方で、働く選択肢の多様性という観点からも、農業人口

を増やすことの意義は大きいと思われる。

労働者にとって離職というのは最後の手段であり、ゲーム理論の用語を使うと「脅し」でもある。この脅しの強さによって労働者の立場あるいは交渉力は大きく異なることになる。簡単にこの手段に訴えることができる場合、企業の経営者は労働者を丁重に扱わないと、すぐに辞められてしまい活動が成立たない。従って労働者の言い分を相応に聞かねばならない。逆に労働者にとって離職のハードルが高い状況においては、企業経営者は労働者を粗雑に扱っても辞められる心配がなく、強い立場を取ることが可能になる。このことは交渉ゲームの分析から得られる基本的含意そのままである。現在の日本の労働環境においては、後者のように経営者側が強い立場になりやすい傾向にあり、それは労働者が離職後に選べる選択肢が極めて限られるために、簡単に離職に踏み切れないことからくる交渉力の低下が最も根本的な原因と思われるのである。

3.5 後日談

2022年度の授業が終了してから、外国人労働者問題については、いくつかの動きがあった。2022年7月29日に閣議決定後の記者会見で古川禎久法務大臣が技能実習制度の見直しの議論を進める考えを示した。それを受け、2022年12月15日に有識者会議の初会合が開かれ、技能実習と特定技能の両制度の改正の議論が進められることになり、2023年4月10日に現在の技能実習制度は廃止し、新制度を創設する提言がまとめられた。けれども、その中身を見ると看板の掛け替えに過ぎないのではないかと懸念が様々な方面から表明されている。

2022年度の秋には技能実習生を送り出すベトナム側にも大きな変化がおきていることが報道されるようになった。2022年10月29日毎日新聞の「追跡：技能実習生最多、ベトナムに変化」という記事は以下のように伝えている。新型コロナウイルスの影響で全面禁止されていた外国人の新規入国が2022年3月1日から認められるようになり、これまで足止めされていた技能実習生たちが入国するようになった。けれどもベトナムの若者の間では出稼ぎ先として日本を避ける動きが広がっている。日本で働く技能実

習生の実態がベトナム国内でも頻繁に報道されているからである。加えて、2022年は円安が進み、日本離れに拍車をかけている。日本での見直しは時機を逸した感がある。現在、世界では人材獲得競争が熾烈になっており、ベトナムの若者たちが働く先の候補は幾つも存在する。彼らには新たな選択肢が生まれているのである。

一方、日本の若者の見直しは暗い。こちらは社会の構造的な問題であり、短時間では変わらないであろう。教育を見直すとか生産性を上げるとかいったような提言でどうにかなるものではない。何故そのような教育制度が維持され、どうして生産性の低い状態が続いているのかがまず問われているのである。本稿では、東京一極集中という表現に象徴されるような都市部中心の社会運営に問題があるのではないかという答えを導いた。もちろんこれだけが正解という積りはない。様々な見立てをし、分析を積上げていくことがまずは必要なのではないかと思われる。

3.6 ディスカッション

都市の社会運営はシステマティックである。都市の住人はシステムに則って生活することを要求される。決まった時間に目を覚まし、決まった時間で出かける準備をし、決まった電車に乗る。決まった駅で乗り換え、職場や学校に着くと、休憩もそこそこに仕事や授業が待っている。そして職場や学校に着いた後は、それぞれの場を支配する規則に従わねばならない。これが繰り返される日々の生活において、システムからしばし降りて、休息をとったり、自分なりに時間を使ったりするような余裕は都市で生活する人々には乏しい。いったん走り始めたシステムは、より効率的な運営を求める自己強化型フィードバックにより、その上に乗っかっている人々の余裕をどんどん削り取って行く。しかしここで言う効率的とは、あくまで「局所的に効率的」であることを意味するものであり、全体を効率化する、もっと言えば、社会を生産的あるいは創造的なものに変えることに繋がるとは限らない。むしろ局所効率化を積上げて行く

と、全体的には効率的とはほど遠いものを形作ることがしばしばである。これを経済学では合成の誤謬という。またこのように規則的で定型的な生活スタイルから生まれてくるのは単調で決まり切ったものにならざるを得ないだろう。社会に活力をもたらすような新しく創造的なモノが生まれてくる余地も必然的に乏しくなる。

日本の科学分野におけるノーベル賞受賞者はその大半が地方出身者であることは良く知られた事実である。例えば、週刊エコノミストの2017年5月17日の記事を参照されたい。地方出身者にノーベル賞が偏るということの原因が何かは分からない。けれどもこの事実は、地方が知的人材の大きな供給源であったことを意味している。第一次産業に目が行きがちであるが、地方は様々な意味で都市の後背地であり、多様なモノの供給源でもある。都市を戦場に例えた場合、兵站を担うのが地方である。従って、地方の衰退は供給源の衰退を意味し、都市の経済活動にもネガティブな影響を及ぼしていくであろうことは明らかである。日本は伝統的に兵站到弱い。この弱点は現代の地方軽視に通じるものがあると思われる。

では地方を再生させるにはどのような方法があるのだろうか。日本の地方は急速に人口減少が進んでいる。一方で、住む家やインフラは劣化はしているものの、まだそれなりに残っている。人間の活動のために必要な最も基礎的な資源である「水」に困る場所は幸いにして少ない。従って、人口減少さえ止めればそれなりの経済活動は営める。しかし日本人の人口が急に増加するのを期待するのは無理筋である。少子化はどんどん加速しており、これを反転させるには50年、100年単位の年月がかかる。一方で、住居やインフラの劣化が進む前に対策を打たねば、地方再生は手遅れになる。従って、あまり悠長に構えている余裕はない。そのためには少子化対策ではなく、転入者を増やすことに目を向ける方が現実的である。というより時間的なことを考えると転入者を増やすより他ないことは人口学における人口方程式を考えれば明らかである⁴。そのためにはもちろん国内の地方移住者を

⁴ 人口学の入門書としては、例えば河野(2007)や吉川(2016)を参照されたい。

増やす施策も大事であるが、外国人移住者を増やす方が現実的である。実は合計特殊出生率を見ると、上位に来る都道府県はいずれも地方である。従って、日本の人口自体の少子化進行を遅らせるためにも地方の再生が鍵を握っているのである。

近年日本は逃げ切り戦略を採用してきた。自分が歳を取って死ぬまでは、船が沈まなければいいという考え方が年配層を中心に支配的であった。逃げ切り戦略は、地方を切り捨て都市に資源を集中させるという形をとった。けれども逃げ切り戦略の賞味期限は、逃げ切りを目論んだ時点で予測したよりは遥かに短いということが露見しつつある。高齢者に様々な負担を改めて求め、若年層とくに子育て世帯に手厚くしようという最近の動きは、逃げ切り戦略の賞味期限が切れたことを為政者たちが自覚し始めたことの表れであろう。しかしながら、逃げ切り戦略を転換するのであればこのような微調整ではあまり意味がないと思われる。すでにこれまでの付けはたまっており、その分も含めてマイナスの地点から取り戻す必要があるからである。そのためにはなおざりにしてきた少子高齢化、地方の衰退という問題に正面から向き合うという大きな転換が不可欠なのである。

4. おわりに

20世紀を代表する理論経済学者のヒックスには毛色の変った小著がある。『経済史の理論』である。この著作はそれまでのヒックスの業績から大きく離れた作品である。『経済史の理論』の執筆は、大学院を卒業して間もない時に、英国中世経済史の講義を命じられたことがきっかけの1つとなったとヒックスが述べている。この経験のためにヒックスはそれ以降も、経済史家との交流を保ち、エコノミック・ヒストリー・レビュー誌を読み続けるなど経済史の研究をつづけたようである。それが結実したのが『経済史の理論』という訳である。ヒックス自身はノーベル賞授賞理由はこちらの方が相応しいと表明するほどこの作品に高い評価を与えている。

筆者は労働分野の専門家という訳ではない。けれども4年間専門とは異なるテーマについて、しかも普段の研究ではなかなか相手に出来

ない大きなテーマについて、たくさんの先生方から講義を聞き、考え、自分なりに議論を深めるというのはなかなか得難たい経験である。授業が始まった段階では、ここに記したような話を自身が考えるようになることは予想もしていなかった。最近の大学教員は基本的に自分の専門分野の研究に特化し、また自分のやりたい研究のみを行う傾向が強くなっていると思われる。もちろんそれは基本ではある。けれども時には人から与えられたテーマについて考察し、講義を通じて考えをまとめていくという研究のやり方も選択肢として念頭においておくことは大事かも知れない。ヒックスのような大経済学者を引き合いに出すのは恐れ多いが、それが思わぬ鉅脈にぶつかることもあるだろう。学際性を看板に掲げている政策学部の教員にとっては特にそういう機会を意識的に増やすことが必要ではないだろうか。本授業がそのような機会の提供にもなっていることは強調しておきたい。働き方についてのシリーズはこれで終了であるが、筆者自身としては折に触れこのテーマについて考察を深めていければと考えている。また2023年度からは「コロナ禍とその後の社会について学際的に考える」とタイトルを新たに授業は続く。そのテーマについても自分が何に関心を向け、どのようなことを考えるようになるのかは楽しみである。本学部において、この取り組みの賛同者が少しでも増えてくれればと願っている。

参考文献

- 【日本語文献】
- [1] 宇沢弘文 (2015) 『宇沢弘文の経済学: 社会的共通資本の論理』 日本経済新聞出版社。
 - [2] エコノミスト編集部 (2017) 「ノーベル賞からはるかに遠い東京名門校出身者の謎」 エコノミスト 95 (20)、20-23。
 - [3] 大島佳代子・川上敏和・木場紗綾 (2018) 「平和安全法制を学際的に考える」 同志社政策科学研究 19 (2)、71-92。
 - [4] 神林龍 (2017) 『正規の世界・非正規の世界－現代日本労働経済学の基本問題』 慶應義塾大学出版会。
 - [5] 黒井勇人 (2018) 『ブラック会社に勤めてるんだが、もう俺は限界かもしれない』 新潮社。
 - [6] 権丈英子 (2019) 『ちょっと気になる「働き方」の話』 勁草書房。
 - [7] 玄田有史 (編) (2017) 『人手不足なのになぜ賃金が上がらないのか』 慶應義塾大学出版会。
 - [8] 河野綱果 (2007) 『人口学への招待 少子・高齢化はどこまで解明されたか』 中央公論新社。
 - [9] 西日本新聞社 (2017) 『新移民時代－外国人労働者とともに生きる社会へ』 明石書店。
 - [10] 望月優大 (2019) 『ふたつの日本』 講談社。

[11] 吉川洋 (2016) 『人口と日本経済』 中央公論新社。

【外国語文献】

[1] Hicks, J. R. *A Theory of Economic History*, Oxford University Press. (=1995、新保博・渡辺文夫訳『経済史の理論』講談社。)

【新聞記事】

[1] 「(多民社会) 外国人抜き、仕事回らない 実習生・留学生、造船もコンビニも」『朝日新聞』朝刊 2018年10月22日。

[2] 「技能実習、見直し議論へ、法相表明 制度理念と実態にズレ」『日本経済新聞』朝刊 2018年7月30日。

[3] 「追跡：技能実習生最多、ベトナムに変化」『毎日新聞』朝刊 2022年10月29日。

【ウェブページ】

[1] 出入国在留管理庁 (2019) 「在留外国人統計 2019年12月末」出入国在留管理庁ホームページ (2023年1月15日取得、https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html)。

[2] 日本学生支援機構 (2022) 「令和2年度学生生活調査結果」日本学生支援機構ホームページ (2023年1月20日取得、https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/_icsFiles/afieldfile/2022/03/16/data20_all.pdf)。

[3] 文部科学省 (2021) 「令和3年度学校基本調査(確定値)の公表について」文部科学省ホームページ (2023年1月20日取得、https://www.mext.go.jp/content/20211222-mxt_chousa01-000019664-1.pdf)。

[4] 労働政策研究 研修機構 (2022) 「早わかり グラフでみる長期労働統計」労働政策研究・研修機構ホームページ (2023年1月31日取得、<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/index.html>)。